

## ○厚木愛甲環境施設組合職員の旅費に関する

### 条例施行規則

（平成16年4月1日）  
規則第8号

改正 平成17年4月1日 規則第5号

（趣旨）

**第1条** この規則は、厚木愛甲環境施設組合職員の旅費に関する条例（平成16年厚木愛甲環境施設組合条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（旅行命令の方法）

**第2条** 任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）は、旅行命令を発し、又はこれを変更するには、旅行命令票に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該職員に提示して行わなければならない。ただし、旅行命令票に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、任命権者は、速やかに、旅行命令票に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該職員に提示しなければならない。

（旅行命令の取消等の場合の旅費）

**第3条** 条例第2条の規定により旅費の支給を受けた職員が、その出発前に旅行命令を取り消され、又は死亡、免職、失職若しくは休職となった場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、次の各号に定める額を旅費として支給する。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として支払った金額又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するために支払った金額で、所要の払戻し手続をとったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額
- (2) 外国への旅行に伴う外貨の買入れ又はこれに準ずる経費を支弁するため支払った金額で、当該旅行について条例の規定により支給を受けることができる額の範囲内の額

（旅行命令の変更）

**第4条** 職員は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令に

従って旅行することができない場合には、あらかじめ任命権者に旅行命令の変更を申請しなければならない。

- 2 職員は、前項の規定による旅行命令の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行した後、速やかに任命権者に旅行の変更を報告し、その承認を受けなければならない。
- 3 任命権者は、職員から前2項の規定による旅行命令の変更の申請等があった場合において必要があると認めるときは、その変更の必要を証明するに足りる書類の提出を求めることができる。
- 4 職員が、第1項又は第2項の規定による旅行命令の変更の申請等をしたがその承認を得られなかった場合には、旅行命令に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の計算）

**第5条** 宿泊を要する旅行中に、年度の経過、身分の変更等の事実が発生し、旅費を区分して計算する必要がある場合には、事実発生後最初の到着地に到着した日をもってその路程を区分し計算する。

- 2 急行料金、特別車両料金及び座席指定料金は、それぞれ一の急行券、特別車両乗車券及び座席指定券の有効区間ごとに計算するものとする。

（旅費の調整）

**第6条** 条例第14条に規定する不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合及び条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行の性質上困難である場合の旅費の調整は、次に定めるところによる。

- (1) 国、他の地方公共団体その他（以下「他の団体等」という。）から宿泊料の支弁を受けて旅行する場合及び宿泊料に充当する負担金又は分担金等が組合から支弁される場合は、宿泊料を支給しない。
- (2) 公用車により旅行する場合のほか、他の団体等の自動車又は組合費をもって借り上げた自動車等により旅行する場合において、職員がその運賃を負担しないときは、鉄道賃及び車賃を支給しない。
- (3) 職員が非常勤特別職の職員、常勤特別職の職員又は上級の職員に随行して旅行する場合は、これらの職員と同額の旅費を支給することができる。
- (4) 定期券の価額により通勤手当の支給を受ける職員が旅行する場合で、当該交通機関等の利用区間と重複する路程があるときは、当該路程に係る旅費は支給しない。

い。

- (5) 前各号に定めるもののほか、職員が条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行の性質上困難である場合は、その都度協議して必要と認める場合に限り、常勤特別職の職員の旅費の額の範囲内で旅費を支給することができる。

(旅費の概算払)

#### 第7条 削除

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、任命権者が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日規則第5号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。